

学位論文題名

ネリー・ザックスの詩の構造

－ユダヤ的思考原理としてのメトニミー－

学位論文内容の要旨

本論文は、序論、第1章「先行研究の批判的考察」、第2章「メタファーからメトニミーへ」、第3章「メトニミー分析モデル」および結論から構成され、資料として論文の末尾にネリー・ザックスのテキスト・コンコーダンスが添付されている。

序論では、ザックスの難解な詩テキストの理解・分析に、具体的で地道な言語使用の分析が必須であることを述べた上で、20世紀ユダヤ人大虐殺による犠牲者を前に「塵となったものたちの痛みを知り尽くし、光で照らすこと」を創作の使命としたザックスが、詩の言葉でいかにしてその使命を果たしえたのか、という問題提起がなされている。

第一章では、主に戦後ヨーロッパにおいて行われてきたザックスの先行研究が批判的に考察され、本研究がその上に位置づけられている。従来、ザックスの中心的研究テーマとして取り上げられてきたのはメタファーであり、その代表的な研究としてケアステン(1970)が挙げられている。しかし彼とそれに続く研究の多くは、意味論という単一の言語レベルでのみ議論を行っており、そのメタファーの意味解釈には主観性、恣意性が拭えず、十分な説得力を持ち得ていない。こうした先行研究の検証により、メタファー研究の方法、ひいてはメタファーという視点からのみザックスを論じることへの限界が指摘されている。そのなかで、ザックスが旧約聖書の支配的文体であるパラレリズムを大々的に踏襲していることを指摘したザーガー(1970)、および、類似構造をもつ詩行の並行関係に注目してメタファー分析を行ったフェアスト(1977)は、意味と形式の両面からアプローチするものとして、本論文における隣接関係を基にしたメトニミー研究という新たなザックス研究の端緒となる萌芽的研究として位置づけられている。また、構造的、意味的に類似する詩行の並置に着眼し、ザックスの詩をメトニミーという観点から分析する本論文の意義が述べられている。

第二章では、メトニミーの古典的な定義、およびメトニミーを意味の隣接関係に基づく指示作用のズレのプロセスと考える近年のメトニミー論が概説されている。さらに本論文の理論的基盤として、メトニミーをユダヤ的思考形式ととらえるスーザン・ハンデルマン(1980)の研究が取り上げられ、詳細に検証されている。ハンデルマンは、ユダヤ人にとっては神の言葉である旧約テキストこそ、神へ接近する唯一の手段であることを述べ、無限に繰り返される聖書の解釈作業のなかに、並置の論理にもとづくメトニミーの作用を説

く。ハンデルマンによれば、ユダヤ的メトニミー解釈は聖書の言葉を本来の意味、ひとつの究極的な意味に還元することではなく、逆に解釈の多重化、意味の複数性へと向かう。こうしたメトニミーの考え方は、メタファーと違い、同一性の中に差異化を求めてゆく作用であり、類似する複数の言語構造の並置を前提とする。旧約聖書の文体と類似するザックスの詩の研究にあたっては、それゆえメトニミー分析がきわめて有効な方法論であることが主張される。

第三章では、ザックスの全詩集より計 56 編の詩を対象にメトニミー分析が実践され、分析モデルの構築が試みられている。第一詩集では、構造的、意味的類似性をもった様々な長さの文構造の並置を通して、人物の身体そのものを近接的に描き出す方法が数多く検出された。たとえば母と子の死を主題としている詩において、ザックスは今や不在のものとなった犠牲者らについて、その身体の部分や所有物、属性、周辺状況を多層的に描写することで、その全容を近接的に表現する。人間の感覚器官が知覚するのは、何百万という人命の剥奪ではなく、隣接する一対の加害と被害の存在の断片的様態である。それにもかかわらず、死というテーマは強烈なリアリティーを持って迫り、死者たちの存在は語句や詩行の類似構造の並置のなかに具象のことばの累積として見出されると解釈される。また、こうした描写のあり方は、ユダヤ的思考の根本原理としてその原型を旧約テクストのなかに見出したハンデルマンのメトニミー理論に合致するものである主張される。

次に、ザックスの詩のメトニミー分析が通時的視点から試みられている。それによると、第二次大戦中に執筆された第一詩集『死の棲家で』に比べ、戦後に書かれた第二詩集『星の蝕』では、同様に数多くのメトニミーが検出されるものの、生や死が抽象的または神話的に語られるようになり、メトニミーもそうした抽象的描写に寄与する傾向が見られる。第一詩集に支配的に見られたメトニミー描写による死者像、犠牲者像の具体性、リアリティーは、次第に失われてゆき、断片描写の集積として身近な犠牲者像をかたちづくることから、複雑な文構造をつなぎ合わせ、詩全体の結束構造を維持するための機能へと、メトニミーの役割は徐々に変化する。第三詩集以降、とりわけ晩年の詩集では、シンタクスや句読法の崩壊が著しく、より小さな言語単位における並置の現象が益々増大する。そこではもはや、「並置」はユダヤ的思考が働く場ではなく、単なる語の羅列として意味の断裂の現象となり、メトニミーによるジェノサイドの描写の痕跡をたどることは困難となる。

結論では、ザックスのユダヤ性という問題が、徹底して詩の具体的な言語使用の中に追求され、これを実証的に論じた本論文の意義が述べられている。同一・類似形式の反復とともに意味の漸次的変化や類似の中にある多義性への傾向を見出してゆく作業が、意味と形式の両面から試みられ、メトニミー研究という新たな研究方法の提示という研究成果を生んだと主張される。ザックスの詩の根本には 20 世紀ユダヤ人のジェノサイドのテーマが流れているが、メタファーからメトニミーへ考察の視野を広げることにより、従来のザックス研究史におけるメタファー研究の方法ではとらえることのできなかった創作原理が明らかにされ、彼女がきわめてユダヤ的な方法で自らの民族の受難の歴史を描いている様が解明されたと結論付けられている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 山 田 貞 三

副 査 教 授 清 水 誠

副 査 准教授 瀬名波 栄 潤

学 位 論 文 題 名

ネリー・ザックスの詩の構造

－ユダヤ的思考原理としてのメトニミー－

審査委員会は、本論文が提出されて以後、4回にわたって委員会を開催し、申請論文を慎重に精読して審査するとともに、口述試問を実施し、十分に審議を重ねて適切な評価に努めた。その結果、本論文に対する以下の記述のような評価に鑑み、審査委員全員が一致して、吉川（香川）千穂氏に博士（文学）の学位を授与することが妥当である、との結論に達し、文学研究科教授会に報告した。教授会は、この報告に基づき審議を重ね、これを承認したものである。

本論文は、第二次世界大戦をスウェーデンへの亡命によって生き延びたユダヤ系ドイツ語詩人ネリー・ザックスの詩の構造的な分析である。

論者は、先行研究に見られる問題点、すなわち一部の詩に限定された考察から生じる誤解や恣意的あるいは過剰な意味解釈を避けるため、先ず全詩集を対象にしたテキスト・コンコードダンスを作成している。本論で取り上げられている詩は56篇であるが、このコンコードダンスの作成により、ザックスの初期から後期にいたるすべての詩集の言語使用法が的確に把握され、時系列に沿った語彙の変遷・使用頻度数や言葉の意味のずれ・変化等も容易に理解可能となっている。本論は、この基礎作業に基づいて、ネリー・ザックス固有の語彙選択、統語法および修辭法、とりわけ詩のメトニミー構造を精緻に分析し、ユダヤ民族のジェノサイドを潜り抜けたユダヤ詩人の詩的言語空間を、その意味と形式の両面から包括的に解明しようと試みたものである。

「アウシュヴィッツの後で詩を書くことは野蛮な行為である」（アドルノ）という、いわば戦後のドイツ文学にかけられた呪いの言葉をパウル・ツェラーンとともに打ち破った詩人とも評されているザックスは、ツェラーンとは異なって日本ではこれまでほとんど研究されておらず、ドイツにおいても未だ彼女のすべての詩集を考察対象とした本格的な研究は行われていないのが実情である。本論文の研究成果は、第一に、このザックスの全詩集を対象にテキスト・コンコードダンスを作成し、ザックスの詩の言葉遣いを徹底的に分析した点、第二に、ザックスの詩に旧約聖書の文体に特徴的な「並置の原理」（パラレリズム）

を認め、これをメトニミー構造として分析した点にある。本論で用いられているメトニミー概念は、伝統的な修辞学の技法としてではなく、意味の差異性や多義性を強調して解釈の多様性をもたらすユダヤ的な思考原理として捉えられている。このメトニミー論は、スーザン・ハンデルマンの理論を援用したものであるが、それを具体的にザックス研究に適用し、56 篇におよぶ詩のメトニミー分析を行った点は高く評価できる。また、本論では、分析対象となっている詩すべてに日本語訳が附されており、難解といわれるザックスの詩の日本における受容にも大きな貢献を果たすものといえる。

審査の過程で、コンコーダンスの作成方式に若干の問題点があること、ザックスの後期の詩の分析が不十分であること、ユダヤ的思考原理に関して文献がハンデルマンに依拠し過ぎている点などが指摘された。しかし、これらの諸点は、本論文の研究成果の評価を大きく損なうものではなく、今後の研究において解決されうる課題と認められる。

なお、審査の方法と経過は以下の通りである。

平成 19 年 07 月 20 日 審査委員会発足

平成 19 年 07 月 20 日 第 1 回審査委員会（申請論文の配布と概要説明および日程調整）

平成 19 年 08 月 28 日 第 2 回審査委員会（論文の内容検討）

平成 19 年 09 月 03 日 第 3 回審査委員会（論文の内容検討と問題点整理）

平成 19 年 09 月 05 日 申請者の口述試験実施

同日 第 4 回審査委員会（口述試験・論文の評価、可否判定）

平成 19 年 09 月 07 日 報告書の作成